

生駒市体育施設条例の一部改正(滝寺公園プール廃止)

についてご意見を募集します

意見募集期間：令和6年6月1日(土)～令和6年6月30日(日)

昭和48年に開設されてから51年が経過し、現況写真のとおり経年劣化による老朽化が進んでおり、安全性を担保した状態で再開するためには、プール槽及びろ過機の交換、プールサイドの全面改修をはじめとする大規模な改修が必要となります。

また、全国的に、労働力不足から夏期のみ開設のプール監視員や看護師等の人材確保が現在非常に困難となっており、プール監視業務を委託する際は、警備業法で警備業の認定を受けた警備業者への発注が必要となるなか、本市においても、利用者の皆さんに安全で安心してご利用いただく環境が整わない懸念もあります。

滝寺公園プールの利用者数の推移をみますと、平成24年をピークに利用者が減少しており、夏期のみ開設の屋外プールの需要の低下もみられます。

滝寺公園プールの廃止につきましては、令和2年9月に策定した「生駒市公共施設マネジメント推進計画」及び「生駒市個別施設計画」にて示されたもので、各計画策定にあたっては、すでにパブリックコメントを実施し、議会への報告も行いました。今回、滝寺公園プール廃止に伴って、他のプール施設を使用していただけるよう、対応を検討していることもあり、改めて、施設の現状等をお伝えし、ご意見を伺うものです。

案件名	生駒市体育施設条例の一部改正(滝寺公園プール廃止)	
案の公表場所	市役所(3階 スポーツ振興課・市政情報コーナー)、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTAはばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター(生駒セイセイビル内)、南コミュニティセンターせせらぎ、市ホームページ(https://www.city.ikoma.lg.jp/)	 ←市HPはこちらから
募集期間	令和6年6月1日(土)～令和6年6月30日(日)	
意見を提出できる方	① 市内に住所を有する者 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④ 市内に存する学校に在学する者 ⑤ 当該案件に利害関係を有する者	
意見の提出方法	① 市ホームページの「ご意見入力フォーム」 または、別紙の「意見・情報提出書」に明記の上、 ② 郵送、③ ファクス、④ 窓口へ持参 のいずれかで、スポーツ振興課までご提出ください。 ※ <u>電話によるご意見には対応することはできません。</u>	
提出先	【市ホームページ】上記URL または QR コードから 【郵送】 〒630-0288 生駒市東新町 8-38 生駒市役所 スポーツ振興課 宛 【ファクス】 0743-74-9100 (スポーツ振興課宛) 【持参】 生駒市役所 スポーツ振興課(3階 44番窓口) 平日 8:30～17:15	
いただいたご意見への対応	・提出された意見は整理したうえで、上記公表場所と市ホームページで公表します。 ただし、個々の意見に直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。 ・提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。	